

一戸立候辻駕籠、前々停止に付、去戌五月も相觸駕籠之敷居鴨居取放し候様申付候處、當分は相
用候得共、此間は猶又戸を立候駕籠致徘徊、或は戸無之駕籠には乘候者、面體不見江様、桐油
を下ゲ、其上御曲輪内杯にも、駕籠之もの罷有、往來之もの乘候體相見、不届至極に候、去五月相
觸候通、彌駕籠之敷居鴨居取放し戸立候事、一切仕間敷候、其所之名主致見分、敷居鴨居取放候
儀相違無之段、名主共方々町年寄江届書差出可申候、

右之趣、駕籠致所持稼致候ものは勿論、駕籠借し致商賣候もの共迄、急度可相守候、
右之趣於相背は、召捕吟味之上、當人は勿論家主迄、急度可申付候、

十月

〔憲教類典二名一〕元祿二己巳年八月

覺○中

一乗物之棒、上檜無用仕、何木なりとも可用之、但幅五寸に不可過事、
右之通、來午正月より改之、可被相守者也、

高木伊勢守

藤堂伊豫守

一如斯御書付出候間、何茂可被得其意候、乗物之棒之儀、書付之通勿論候、但桐ほどの木等は、檜よ
りも少き木にて候間、用之候は、あたり候所も可有之候條、被致無用、何木にても可被用事、
元祿二己巳年九月十八日

進物臺伺之書立附御差圖御加筆、

覺○中

一乗物桐之棒、かろき乗物手籠、此類之乗物籠には、桐の棒結句多し、當地にも御座候、是とも、來